

各務原都市計画伊木山風致地区の風致保全方針

風致地区名	伊木山風致地区
位置	各務原市鵜沼
指定年月日及び面積	平成17年5月31日 約24ヘクタール
指定理由	<p>伊木山風致地区は、樹木に覆われた独立峰で、当該地区が国指定名勝木曽川や飛騨木曽川国定公園に指定されるなど、木曽川と一体となって良好な景観を形成している。</p> <p>また、伊木山は各務原市内のどの方向からも眺めることができる市のランドマークであるとともに、山頂からは眼下に木曽川が悠然と流れる様を、遠くには広大な濃尾平野を望むことができる眺望の地である。</p> <p>当該地区は、都市において自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持し、都市における土地利用計画上、都市環境の保全を図るために風致の維持が必要であることから風致地区に指定する。</p>
地区特性	<p>伊木山は濃尾平野北部の樹木に覆われた独立峰で、国指定名勝木曽川や飛騨木曽川国定公園に指定されており、市における希少種の植物も多く、自然豊かな場所である。</p> <p>伊木山は木曽川を隔てて対峙する犬山城や近隣の鵜沼宿の歴史的まち並み等の歴史的資源と一体となった緑地を形成している。</p> <p>伊木山は周囲の田園風景の背景となっており、市内の広い範囲からの眺望の対象となっている。</p> <p>地区内には、いこいの広場伊木の森があり、余暇を楽しむ市民や観光客等に親しまれている。</p> <p>周辺には少年自然の家が隣接し、伊木山や木曽川をフィールドとした環境学習を展開している。</p>
風致地区の種別の区分	第一種風致地区 風致地区全域 市街地内の独立峰であり、各務原市の特徴的な景観形成に寄与する緑地として、その自然的環境を維持する地区
保全方針	<p>市街地における独立峰であり、地域の景観を構成するランドマークとして、山と樹木の保全を図る。</p> <p>木曽川の景観や歴史的資源と一体となった緑地を保全し、ふるさとの風景を次代へ継承する。</p> <p>郷土の自然環境と歴史性に身近に接することのできる公園としての機能の充実を図る。</p>
風致の維持のための施策	<p>指定区域の周辺についても風致地区指定の手続を進め、伊木山全体の風致の維持を図る。</p> <p>各務原市緑の条例（平成13年各務原市条例第11号）及び各務原市緑の基本計画に基づき、水と緑の回廊の形成による良好な都市環境の形成を図る。</p> <p>周囲の自然環境と調和した散策路や休憩施設等を整備することにより、公園としての機能の充実を図る。</p> <p>市民ボランティアによる樹林地の維持管理を進め、指導や講習会による支援を行いながら、樹林地の適切な保全を図る。</p>